

社会福祉法人 帯広若光福祉会

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人帯広若光福祉会定款第21条に基づき、理事及び監事に対する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会等に出席したときは、旅費規程により日当と交通費を支給する。なお、同日に法人の業務を合わせて4時間を超えて行った場合は、別表1の報酬を支払う。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のために4時間を超える業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために4時間を超える業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び施設の監査業務または運営状況の指導および指導監査への立会にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、旅費規程により日当と交通費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のために出張する場合は、旅費規程第14条により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は、原則として事前に概算額を支払い、出張終了後に精算するものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

<付 則>

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

別表1 (日額)

名称	報酬額
理事長業務報酬等	12,000円
理事業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	12,000円